

大牟田市物品等に係る業者の指名停止等の措置について

指名停止措置

1) 業者名

小林クリエイト株式会社

愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地

2) 事実概要

公正取引委員会は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に反する行為を行っていたため、令和4年3月3日に入札参加業者26者（上記3者を含む。）に対して、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令と課徴金納付命令を行った。

3) 大牟田市の措置

ア) 指名停止措置理由

当該業者が独占禁止法第3条に違反したことは、大牟田市指名停止等措置要綱別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当するので、指名停止するもの。

イ) 指名停止措置期間

- ・上記の業者

当該認定をした日から4月

指名停止措置期間 令和4年6月2日から令和4年10月1日

○大牟田市指名停止等措置要綱

別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期間
(独占禁止法違反) 4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から4月以上24月以内